

議案第60号

小田原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年小田原市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「提供するため」を「提供し、及び国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条第1項の事業を行うため、」に改め、同条第2項中「の施設」を「を行う病院」に改め、同項第1号中「小田原市立病院」を「小田原市立総合医療センター」に改める。

第4条第2項中「小田原市立病院（以下「病院」という。）」を「病院事業」に改め、同条第3項中「病院」を「小田原市立総合医療センター（次項において「センター」という。）」に改め、同項第21号を次のように改める。

(21) 耳鼻咽喉科

第4条第3項中第27号を第28号とし、第22号から第26号までを1号ずつ繰り下げ、第21号の次に次の1号を加える。

(22) 頭頸部^{けい}外科

第4条第3項に次の2号を加える。

(29) 緩和ケア外科

(30) 歯科^{くう}口腔外科

第4条第4項中「病院」を「センター」に、「417床」を「406床」に改める。

別表小田原市立病院運営審議会の項中「小田原市立病院運営審議会」を「小田原市病院事業運営審議会」に、「病院の」を「病院事業の」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第2条第1項の改正規定及び第4条第3項の改正規定（「病院」を「小田原市立総合医療センター（次項において「センター」という。）」に改める部分及び同項に2号を加える部分を除く。）は、公布の日から施行する。

(小田原市職員の定年等に関する条例の一部改正)

2 小田原市職員の定年等に関する条例（昭和58年小田原市条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「市立病院において」を「小田原市病院事業の」に改める。

(小田原市看護師等奨学金貸付条例の一部改正)

- 3 小田原市看護師等奨学金貸付条例（昭和41年小田原市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「将来小田原市立病院に」を「小田原市職員定数条例（昭和24年小田原市条例第100号）別表の病院事業管理者の事務部局の職員（以下「病院職員」という。）として将来」に改める。

第2条第1項第2号中「卒業した後、」の次に「病院職員の」を加え、「小田原市立病院に」を削る。

第9条第1号中「看護師等」を「病院職員の看護師等」に改め、「小田原市立病院に」を削る。

第10条第2号中「期間、」の次に「病院職員の」を加え、「小田原市立病院に」を削る。

(小田原市立病院新病院建設基金条例の一部改正)

- 4 小田原市立病院新病院建設基金条例（令和元年小田原市条例第12号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

小田原市立総合医療センター建設基金条例

第1条中「小田原市立病院に」を「小田原市立総合医療センターに」に、「小田原市立病院新病院建設基金」を「小田原市立総合医療センター建設基金」に改める。

令和7年6月6日提出

小田原市長 加藤 憲一

(理由)

小田原市新病院建設基本計画による新病院の開院に伴い、小田原市立病院の名称を変更する等のため提案するものであります。